

墨田区地域防災計画 回答様式（本冊）

編	対策	章	節	項	29年度頁	修正後内容	修正前内容	担当課
総則		2	1	2	5	第1節 自然的条件 第1項 地層（地盤）、地質 第2項 位置と面積 23区総面積627.57km ²	第1節 自然的条件 第1項 地層（地盤）、地質 第2項 位置と面積 23区総面積626.70km ²	政策担当
総則		2	2		5	第2節 人口 (省略) ～平成30年4月1日現在では269,815人となっている。また平成30年1月1日現在の本区の人口密度は、1ha当たり約195人で東京都の約62人、23区部の149人を上回る高密度となっている。	第2節 人口 (省略) ～平成29年4月1日現在では266,356人となっている。また平成29年1月1日現在の区内の人口密度は1ha当たり約193人と、東京都の約61人、特別区の147人を上回る高密度となっている。	窓口課
総則		5	1		11	第5章 平成30年度修正の概要等 第1節 計画修正に当たっての背景と計画の特徴 東日本大震災を契機に（中略）との整合性を図る。また熊本地震（平成28年4月）、大阪府北部地震（平成30年6月）、平成30年7月豪雨（平成30年7月）、北海道胆振東部地震（平成30年9月）等の災害の課題や教訓についても、国や都の計画策定等の動向に注視し、柔軟に取り入れていく。 平成30年度修正のポイント 1 関係法令等の法令改正の反映 2 防災土育成事業等の新たな防災対策の反映 3 水害対策の充実・強化についての反映	第5章 平成29年度修正の概要等 第1節 計画修正に当たっての背景と計画の特徴 東日本大震災を契機に（中略）との整合性を図る。また平成28年4月に発生した熊本地震の課題や教訓についても、国や都の計画策定等の動向に注視し、柔軟に取り入れていく。 平成29年度修正のポイント 1 関係法令等の法令改正の反映 2 通電火災対策における簡易型感震ブレーカーの設置事業等の新たな防災対策の反映 3 区における組織の改編、事業の進捗状況等を踏まえた時点修正	防災課

震災		1	2	1	19	<p>第2節 防災機関の役割</p> <p>第1項 区 機関の名称 災対総務部 政策担当 行政改革推進担当 <u>公共施設マネジメント担当</u> 秘書担当 (省略)</p>	<p>第2節 防災機関の役割</p> <p>第1項 区 機関の名称 災対総務部 政策担当 行政改革推進担当 <u>(新規追加)</u> 秘書担当 (省略)</p>	総務課
震災		1	2	1	23	<p>(注釈) (**) 洪水、高潮、雨水出水により、水害が発生...</p>	<p>(注釈) (**) 洪水、高潮、雨水出水により、水害がが発生...</p>	都市整備課
震災		2			28	<p>【現在の到達状況】 自宅で行っている防災対策は、飲料水の確保(54.7%)、食糧の確保(40.5%)、家具の転倒防止(36.5%)(平成30年墨田区住民意識調査)</p> <p>地域防災リーダーの育成(310人)、地域防災活動拠点会議の設置(38か所)(平成30年10月現在) / 中学生自主防災組織の結成校(6校)(平成30年10月現在)</p> <p>区内の消防団員数484人(充足率74.5%)(平成30年10月現在)区民防災訓練や総合防災訓練などを通じて、災害時における地域連携を図る取組みを実施</p> <p>ボランティア活動の支援を目的とした訓練を実施</p> <p><u>防災土の育成(51人)</u></p>	<p>【現在の到達状況】 自宅で行っている防災対策は、飲料水の確保(58.0%)、食糧の確保(44.1%)、家具の転倒防止(38.5%)(平成28年墨田区住民意識調査)</p> <p>地域防災リーダーの育成(277人)、地域防災活動拠点会議の設置(34か所)(平成29年10月現在) / 中学生自主防災組織の結成校(5校)(平成30年3月現在)</p> <p>区内の消防団員数500人(充足率76.9%)(平成30年2月現在)区民防災訓練や総合防災訓練などを通じて、災害時における地域連携を図る取組みを実施</p> <p>ボランティア活動の支援を目的とした訓練を実施</p> <p><u>(新規追加)</u></p>	防災課

震災	予防	2		28	<p>【課題】 <u>平常時から区・地域・事業者の連携を強化する必要がある。</u> 【対策の方向性】 <u>区・区民・事業者が日頃から緊密な連携を図るための体制を確立する。</u> 【到達目標】 <u>防災土資格の取得者による新たな協議会を立ち上げ、区及び団体間において緊密な連携を図る。</u> 【具体的な取組】 地震前の行動（予防対策） 区民・行政・事業所等の連携 <u>防災土資格の取得者による協議会の立ち上げ・運営</u></p>	<p><u>(新規追加)</u></p>	防災課	
震災	予防	2		30	<p>【対策の方向性】 <u>6 区・区民・事業者の連携の強化</u> <u>日頃から地域防災活動に取り組んでいる区民・事業者等を対象に、防災土資格の取得支援を行う。また、取得者を対象として新たに協議会を発足し、区・区民・事業者の連携を強化する。</u></p>	<p><u>(新規追加)</u></p>	防災課	
震災	予防	2	1	1	31	<p>6 発災から3日間を自力で過ごせるよう、<u>飲料水</u>（1日一人3ℓ目安）、食糧、医薬品～（省略）</p>	<p>6 発災から3日間を自力で過ごせるよう、<u>水</u>（1日一人3ℓ目安）、食糧、医薬品～（省略）</p>	防災課
震災	予防	2	1	2	32	<p><u>(4) 講習会等による普及広報</u> <u>～略～なお、平成29年度は9月1日の横網町公園と9月10日のすみだリバーサイドホールにて、平成30年度は9月1日の横網町公園と8月27日～30日及び9月3日～5日に区役所1階アトリウムにて、啓発を図った。</u></p>	<p><u>(4) 講習会等による普及広報</u> <u>～略～なお、平成28年度は9月1日の横網町公園と9月4日の東京ソラマチにて、平成29年度は9月1日の横網町公園と9月10日のすみだリバーサイドホールにて、それぞれ計2日間で啓発を図った。</u></p>	防災課

震災	予防	2	1	2	32	<p>(5) 印刷物等による普及広報</p> <p><u>イ 防災知識の普及を目的としてパンフレット</u></p> <p>『地震に備えて』を転入者等に配布している。 また平成29年度には、区内に増加しているマンション等の住民への啓発を目的として『地震に備えて～集合住宅にお住まいの方へ～』を作成し、配布している。 -16：防災パンフレット等発行状況（別冊資料P402参照）</p>	<p>(5) 印刷物等による普及広報</p> <p><u>イ 防災知識の普及を目的としたパンフレットを作成、配布する。</u></p> <p>-16：防災パンフレット等発行状況（別冊資料P402参照）</p>	防災課
震災	予防	2	1	2	32	<p>オ 東京都が作成・配布した「防災ブック『東京防災』（平成27年9月）及び『東京くらし防災』（平成30年3月）を区民に広く周知する。 また、多言語対応とした英語版と視覚障害者のための音声コード添付版も同時に配布している。</p>	<p>オ 平成27年9月に東京都が配布した「防災ブック『東京防災』」を区民に広く周知する。 『東京防災』は、東京の地域特性や都市構造、都民のライフスタイルに合わせた災害時の備えや対処法を記載し、家庭での防災意識の高揚を目的としている。 また、多言語対応とした英語版と視覚障害者のための音声コード添付版も同時に配布している。</p>	防災課
震災	予防	2	1		33	<p>表中 東京消防庁</p> <p>(4) 地域の連携協力、要配慮者に関する地域協力体制づくり</p>	<p>表中 東京消防庁</p> <p>(4) 地域の連携協力、要配慮者のネットワークづくり</p>	東京消防庁
震災	予防	2	1	2	34	<p>1 広報内容</p> <p>(10) 要配慮者については、「地震から命を守る『7つの問いかけ』」を活用した意識啓発</p>	<p>1 広報内容</p> <p>(10) 要配慮者については、「地震から命を守る『7つの問い合わせ』」を活用した意識啓発</p>	向島消防署
震災	予防	2	1	2	34	<p>(3) ホームページ・SNS等による情報発信</p>	<p>(3) ホームページ及びメールマガジンによる情報発信</p>	東京消防庁
震災	予防	2	1	3	35	<p>1 計画方針</p> <p>(6) 男女共同参画の視点に立った訓練計画</p> <p><u>(7) 中学生に対する普通救命講習の受講支援や防災意識を高めるための防災教育の推進</u></p>	<p>1 計画方針</p> <p>(6) 男女共同参画の視点に立った訓練計画</p>	指導室
震災	予防	2	1	3	36	<p>a 総合防災訓練</p> <p><u>(a) 関係機関総合訓練</u></p> <p><u>(b) 区民参加型訓練</u></p> <p><u>(c) 啓発普及活動等</u></p>	<p>a 総合防災訓練</p> <p><u>(a) 本部運営訓練</u></p> <p><u>(b) 通信訓練</u></p> <p><u>(c) 現場実動訓練等</u></p>	防災課

震災	予防	2	1	3	38	<p>表中 東京消防庁災害時支援ボランティア</p> <p>1 (省略) 2 (省略) 3 (省略) 4 (省略) 5 その他の支援活動訓練</p> <p><u>平常時には、以下の活動を実施</u></p> <p><u>1 災害時の活動に備え、各種訓練、行事への参加</u></p> <p><u>2 チームリーダー以上を目指す人を対象とした「リーダー講習」「コーディネーター講習」への参加</u></p> <p><u>3 その他、登録消防署の要請による活動</u></p>	<p>表中 東京消防庁災害時支援ボランティア</p> <p>1 (省略) 2 (省略) 3 (省略) 4 (省略) 5 その他の支援活動訓練</p> <p><u>(追記)</u></p>	東京消防庁
震災	予防	2	2	1	41	<p>3 住民防災組織等の充実</p> <p>(2) 区民消火隊(区)</p> <p>ア 現況</p> <p>現在北部27隊、南部27隊、計54隊(うち1隊休隊中)が、住民防災組織の防火部として活動している。</p>	<p>3 住民防災組織等の充実</p> <p>(2) 区民消火隊(区)</p> <p>ア 現況</p> <p>現在北部27隊、南部28隊、計55隊が、住民防災組織の防火部として活動している。</p>	防災課
震災	予防	2	2	1	41	<p>(3) 地域防災活動拠点会議</p> <p>ア 現況</p> <p>地域防災活動拠点会議は、～すべての区立小学校に設置された。その後小学校の統廃合に伴う30か所への統合、中学校へ拡充を経て平成30年4月までに38か所に設置し、地域の防災対策を検討するなどの自主的な活動を展開している。</p>	<p>(3) 地域防災活動拠点会議</p> <p>ア 現況</p> <p>地域防災活動拠点会議は、～すべての区立小学校に設置された。平成11年4月、小学校の統廃合に伴い、小学校地区等の30か所に統合され、更に平成28年度から新たに中学校へ拡充した。平成28年4月に中学校3校、平成29年4月に中学校1校に設置し、地域の防災対策を検討するなどの自主的な活動を展開している。</p>	防災課
震災	予防	2	2	1	41	<p>イ 目標</p> <p>災害発生時には、～関係行政機関や区職員等が参加する。</p> <p><u>今後は様々な専門家や女性人材の参画、避難所生活者数の増加に伴い、設置されていない中学校への拡充等を含めた地域防災活動拠点会議の再編の検討を引き続き行う。</u></p>	<p>イ 目標</p> <p>災害発生時には、～関係行政機関や区職員等が参加する。</p> <p><u>今後は様々な専門家や女性人材の参画、避難所生活者数の増加に伴い、設置されていない中学校への拡充等を含めた地域防災活動拠点会議の再編の検討を引き続き行う。</u></p>	防災課

震災	予防	2	2	1	42	(4)中学生自主防災組織(区) イ 事業計画 (イ)現在組織されている <u>6</u> 校の活動の充実を図るほか、～略～	(4)中学生自主防災組織(区) イ 事業計画 (イ)現在組織されている <u>5</u> 校の活動の充実を図るほか、～略～	防災課
震災	予防	2	6	1	48	2 地域における防災連携体制の確立 <u>(5) 区・区民・事業者の連携の強化</u> <u>日頃から地域防災活動に取り組んでいる区民・事業者等を対象に、防災士資格の取得支援を行う。また、取得者を対象として新たに協議会を発足し、区・区民・事業者の連携を強化する。</u>	<u>(新規追加)</u>	防災課
震災	予防	2	1	2	49	<u>図中に「第2節」と関係ない文言が入っている</u>	第2項 図	防災課
震災	予防	3	1	2	58	1 鐘ヶ淵周辺地区防災都市づくり (1)～東京都が策定した防災都市づくり推進計画(平成16年3月、平成 <u>28</u> 年 <u>3</u> 月改正)において～	1 鐘ヶ淵周辺地区防災都市づくり (1)～東京都が策定した防災都市づくり推進計画(平成16年3月、平成 <u>22</u> 年 <u>1</u> 月改正)において～	防災 まちづくり課
震災	予防	3	1	2	58	1 鐘ヶ淵周辺地区防災都市づくり (2)目標 地区全体は、平成28年度に策定した鐘ヶ淵駅周辺地区まちづくり計画に基づき、防災まちづくりの推進を図る。 <u>また、木密地域不燃化10年プロジェクトによる不燃化特区の鐘ヶ淵周辺東地区は、整備プログラムに基づくまちづくりを進めめる。</u>	1 鐘ヶ淵周辺地区防災都市づくり (2)目標 地区全体は、平成28年度に策定した鐘ヶ淵周辺地区まちづくり計画に基づき、防災まちづくりの推進を図る。 <u>また、木密地域不燃化10年プロジェクトによる不燃化特区の鐘ヶ淵周辺東地区は、整備プログラムに基づくまちづくりを進めめる。</u>	防災 まちづくり課
震災	予防	3	1	2	58	1 鐘ヶ淵周辺地区防災都市まちづくり (3)オ 鐘ヶ淵まちづくり懇談会 <u>等</u> と協議を進めながら・・・	1 鐘ヶ淵周辺地区防災都市まちづくり (3)オ 鐘ヶ淵まちづくり懇談会と協議を進めながら・・・	防災 まちづくり課

震災	予防	3	1	2	60	<p>4 木密不燃化10年プロジェクト推進事業 (3)事業計画</p> <p>事業期間の前期（平成25年から平成28年度）では、「まちづくりコンシェルジュ」を活用した権利者へのきめ細やかな対応により、不燃建築物への建替え促進や安全な避難のための支援を行った。</p>	<p>4 木密不燃化10年プロジェクト推進事業 (3)事業計画</p> <p>事業期間の前期（平成25年から平成28年度）では、「まちづくりコンシェルジュ」を活用した権利者へのきめ細やかな対応により、不燃建築物への建替え促進や安全な避難のための支援を行う。</p>	防災 まちづくり課
震災	予防	3	1	2	61	<p>上から7行目 東京スカイツリー® (®マークを右上に寄せる)</p>	<p>上から7行目 東京スカイツリー®</p>	拠点整備課
震災	予防	3	1	2	63	<p>8 不燃化促進計画 (1) 現況</p> <p>平成28年度末における区の不燃化率は、約69.7%と目標不燃化率である70%に近づいている。しかし、区域でみると、区南部は約83.5%と目標不燃化率を超えており、区北部は約59.0%と依然として不燃化率が低い状況にある。</p>	<p>8 不燃化促進計画 (1) 現況</p> <p>平成27年度末における区の不燃化率は、約69.3%と目標不燃化率である70%に近づいている。しかし、区域でみると、区南部は約83.3%と目標不燃化率を超えており、区北部は約58.6%と依然として不燃化率が低い状況にある。</p>	防災 まちづくり課
震災	予防	3	1	2	65	<p>9 耐震改修促進計画 (3) 事業計画</p> <p>ア 住宅の耐震化 (工)省略 (オ)墨田区住宅耐震化緊急促進アクションプログラムに基づき、住宅耐震化率の目標達成に向け、緊急耐震重点区域内に存する木造住宅を優先的に戸別訪問し、耐震化等に関する情報提供を行う。</p>	<p>9 耐震改修促進計画 (3) 事業計画</p> <p>ア 住宅の耐震化 (工)省略 (追記)</p>	防災 まちづくり課

震災	予防	3	1	2	65	<p>9 耐震改修促進計画 (3) 事業計画</p> <p>才 通学路の安全確保 児童の安全を確保するため、区立小学校の通学路に面する民間ブロック塀等の撤去工事について、費用の一部を補助する。(平成31年1月から)</p> <p>力 区公共建築物の耐震化 区公共建築物の耐震化は、平成20年9月に策定した「墨田区公共建築物耐震改修計画」に基づき、平成27年度までにほぼ目標を達成している。今後は、平成28年3月に策定した「墨田区公共施設等総合管理計画」に基づき、建築物の老朽化対策の中で対応していく。</p> <p>土 墨田区耐震化推進協議会による耐震化の推進 区の一連の建築物耐震化事業が円滑に運用できるよう、墨田区耐震化推進協議会と連携し推進活動を行う。</p>	<p>9 耐震改修促進計画 (3) 事業計画</p> <p>才 区公共建築物の耐震化 区公共建築物の耐震化は、平成20年9月に策定した「墨田区公共建築物耐震改修計画」に基づき、平成27年度までにほぼ目標を達成している。今後は、平成28年3月に策定した「墨田区公共施設等総合管理計画」に基づき、建築物の老朽化対策の中で対応していく。</p> <p>力 墨田区耐震化推進協議会による耐震化の推進 区の一連の建築物耐震化事業が円滑に運用できるよう、墨田区耐震化推進協議会と連携し推進活動を行う。</p>	防災 まちづくり課
震災	予防	3	1	3	67	<p>5 「すみだ良質な集合住宅認定制度」により、災害発生後、避難所・・・(省略)</p> <p>(1) 認定基準 (省略)</p> <p>工 備蓄倉庫を整備する。 才 住戸内の安全対策(省略)</p>	<p>5 「すみだ良質な集合住宅認定制度」により、災害発生後、避難所・・・(省略)</p> <p>(1) 認定基準 (省略)</p> <p>工 備蓄倉庫を整備する。 1行空いている 才 住戸内の安全対策(省略)</p>	住宅課
震災	予防	3	1	4	69	<p>3 連続立体交差事業等の促進</p> <p>(1) 現況 (省略)</p> <p>東武伊勢崎線(とうきょうスカイツリー駅付近)の連続立体交差事業は、平成30年1月に工事説明会を開催し、工事に着手している。</p>	<p>3 連続立体交差事業等の促進</p> <p>(1) 現況 (省略)</p> <p>東武伊勢崎線(とうきょうスカイツリー駅付近)の連続立体交差事業は、平成28年3月に都市計画決定し、平成29年6月に事業認可を取得した。</p>	立体化推進課
震災	予防	3	2	1	70	<p>キ 平成29年4月に施行した「墨田区分譲マンションの適正管理に関する条例」において、分譲マンションの代表者や居住者に対し、防災用品の備蓄や防災訓練の実施等、災害時に対応するよう努める義務を規定した。</p>	<p>キ 平成26年度に実施した「分譲マンション実態調査」で防災対策に関する取り組み状況等を調査項目に加え、その結果を踏まえて今後の集合住宅の防災力強化等について検討を行う。</p>	住宅課

震災	予防	3	2	1	70	3 高層建築物防火計画 (1)現況 (省略)総数は <u>566棟</u> である。 (本所消防署管内 <u>450棟</u> 、向島消防署管内 <u>116棟</u>)	3 高層建築物防火計画 (1)現況 (省略)総数は <u>467棟</u> である。 (本所消防署管内 <u>354棟</u> 、向島消防署管内 <u>113棟</u>)	向島消防署
震災	予防	3	2	3	73	2 住民の安全及び避難路確保を図るため、高齢者や障害者がいる世帯、 <u>未就学児のいるひとり親世帯</u> を対象に、～ <u>4「生活空間安全チェックシート」の内容～啓発を図る。</u> <u>以下、番号繰り上げ。</u>	2 住民の安全及び避難路確保を図るため、高齢者や障害者がいる世帯を対象に、～ 4「生活空間安全チェックシート」の内容～啓発を図る。	防災課
震災	予防	3	4	1	76	2 危険物施設の出火防止 (1)現況 区内における危険物を取り扱う施設は、本所消防署管内 <u>100件</u> 、向島消防署管内 <u>187件</u> 計 <u>287件</u> あり、減少傾向にある。	2 危険物施設の出火防止 (1)現況 区内における危険物を取り扱う施設は、本所消防署管内 <u>99件</u> 、向島消防署管内 <u>194件</u> 計 <u>293件</u> あり、減少傾向にある。	向島消防署
震災	予防	3	4	1	77	(2)目標 (省略) <u>表は別紙 のとおり</u>	(2)目標 (省略) <u>表</u>	向島消防署
震災	予防	4	4	2	79	1 初期消火体制の推進(区) (1)消火器の配備 ア 現況 (省略) 主要道路の歩道に、約 <u>2,600</u> 本の消火器を配備している。 (省略) (ア)区消火器配備状況(平成 <u>30</u> 年 <u>10</u> 月現在) a 区内隨所設置 <u>2,180</u> 本	1 初期消火体制の推進(区) (1)消火器の配備 ア 現況 (省略) 主要道路の歩道に、約 <u>2,700</u> 本の消火器を配備している。 (省略) (ア)区消火器配備状況(平成 <u>29</u> 年 <u>10</u> 月現在) a 区内隨所設置 <u>2,200</u> 本	防災課
震災	予防	4	4	2	80	イ 目標及び事業計画 (ア)初期消火体制の機能を維持するため、区配備消火器を定期的に点検するとともに、 <u>区民防災訓練等で有効利用を図りながら、薬剤詰替え</u> や本体の交換を実施していく。	イ 目標及び事業計画 (ア)初期消火体制の機能を維持するため、区配備消火器を定期的に点検するとともに、 <u>区民防災訓練等で有効利用を図りながら、薬剤詰替え</u> や本体の交換を実施していく。	防災課

震災編	予防	3	4	2	80	<p>イ 目標及び事業計画 (2) 消火用スタンドパイプの配備 (省略) 区内には、・・・(中略) 消火栓が、<u>2,791基</u> (本所消防署管内<u>1,570基</u>、向島消防署管内 1,221基)、排水栓が<u>12基</u>(本所消防署管内<u>8</u> 基、向島消防署管内4基)・・・ (中略) (平成<u>30</u>年<u>9</u>月現在)配備されている。</p>	<p>イ 目標及び事業計画 (2) 消火用スタンドパイプの配備 (省略) 区内には、・・・(中略) 消火栓が、<u>2776基</u> (本所消防署管内<u>1555基</u>、向島消防署管内 1,221基)、排水栓が<u>7基</u>(本所消防署管内<u>3</u> 基、向島消防署管内4基)・・・(中略) (平成<u>29</u>年<u>10</u>月現在)配備されている。</p>	向島消防署
震災編	予防	3	4		81	<p>1 延焼拡大要因の除去 (1) 現状 ア 建物の構成状況、危険物施設等の分布、空地、道路率等の実態を把握し、<u>地域別の延焼危険度を測定し</u>、消防施策確率のため基礎資料の整備に努めている。</p>	<p>1 延焼拡大要因の除去 (1) 現状 ア 建物の構成状況、危険物施設等の分布、空地、道路率等の実態を把握し、<u>地域別の延焼危険度を測定し</u>、消防施策確率のため基礎資料の整備に努めている。</p>	東京消防庁
震災	予防	3	4	3	81	<p>(2) 目標 地域別総合危険度及び~</p>	<p>(2) 目標 <u>(1行空いている)</u> 地域別総合危険度及び~</p>	防災課
震災	予防	3	4	3	82	<p>2 消防力の強化 ア 消防体制 区内の首謀体制は、(中略)・・・であり、本所消防署員<u>201</u>名、向島署員<u>174</u>名、計<u>375</u>名で組織され、(中略)・・・が配備されている。消防団は、本所消防団<u>255</u>名(中略)・・・向島消防団は<u>228</u>名(中略)。が配備されている。</p>	<p>2 消防力の強化 ア 消防体制 区内の首謀体制は、(中略)・・・であり、本所消防署員<u>204</u>名、向島署員<u>178</u>名、計<u>382</u>名で組織され、(中略)・・・が配備されている。消防団は、本所消防団<u>263</u>名(中略)・・・向島消防団は<u>238</u>名(中略)。が配備されている。</p>	向島消防署
震災	予防	3	4	3	82	<p>イ 消防力の整備 (工) <u>東京消防庁では</u>、地震等により多発する救助活動や消火活動に迅速に対応するため、~</p>	<p>イ 消防力の整備 (工) 地震等により多発する救助活動や消火活動に迅速に対応するため、~</p>	東京消防庁
震災	予防	3	4	3	82	<p>イ 消防力の整備 (オ) <u>東京消防庁では</u>、迅速かつ確実な人命救助の実施及び救助活動の効果を高めるため、~</p>	<p>イ 消防力の整備 (オ) 迅速かつ確実な人命救助の実施及び救助活動の効果を高めるため、~</p>	東京消防庁
震災	予防	3	4	3	82	<p>(2) 目標 <u>東京消防庁では</u>、震災時の同時多発火災に対処するための初動及び~</p>	<p>(2) 目標 震災時の同時多発火災に対処するための初動及び~</p>	東京消防庁

震災	予防	3	4	3	83	<p>イ 消防活動が困難な地域への対策 震災時には、～図っている。 ウ 消防団の強化</p>	<p>イ 消防活動が困難な地域への対策 震災時には、～図っている。 <u>(1行空いている)</u> ウ 消防団の強化</p>	防災課
震災	予防	3	4	3	84	<p>3 消防の水利整備 (1) 現況 ア (省略) <u>表は別紙 のとおり</u></p>	<p>3 消防の水利整備 (1) 現況 ア (省略) <u>表</u></p>	向島消防署
震災	予防	3	4	6	85	<p>1 現況 区内における雨水利用施設は<u>352</u>箇所（区施設、都施設、23区清掃一部事務組合、民間施設、路地尊）であり、総貯留槽容量は約<u>24,010</u>m³、集雨面積は約<u>207,494</u>m²となっている。 (平成<u>30</u>年3月現在)</p>	<p>1 現況 区内における雨水利用施設は<u>329</u>箇所（区施設、都施設、23区清掃一部事務組合、民間施設、路地尊）であり、総貯留槽容量は約<u>23,612</u>m³、集雨面積は約<u>201,970</u>m²となっている。 (平成<u>29</u>年3月現在)</p>	環境保全課
震災	予防	3	2		89	<p>(1) 各医療機関 <u>管理者は、あらかじめ策定した院内マニュアルに基づき、患者及び職員等の安全を確保するとともに、定められた通信手段を活用し、院内の状況を報告する。</u></p>	<p>(1) 各医療機関 <u>ア 施設長は、あらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に対応する。</u> <u>イ 通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置をとるなど万全を期する。</u></p>	保健計画課
震災		4			96	<p>現在の到達状況 水道管路の耐震継手率<u>42%</u>（平成<u>29</u>年3月） (東京都<u>水道局</u>全体)</p>	<p>現在の到達状況 水道管の耐震継手率<u>39%</u>（平成<u>28</u>年3月） (東京都全体)</p>	水道局
震災		4			96	<p>現在の到達状況 指定避難所などから排水を受け入れる下水道管の耐震化を完了（平成26年3月）<u>し、液状化の危険性の高い地域にある緊急輸送道路などのマンホールの浮上抑制対策を完了（平成23年3月）</u></p>	<p>現在の到達状況 指定避難所などから排水を受け入れる下水道管の耐震化を完了（平成26年3月）<u>と人孔浮上抑制対策の実施</u></p>	下水道局
震災	予防	4			96	<p>現在の到達状況 防災船着場の整備（<u>5</u>か所）</p>	<p>現在の到達状況 防災船着場の整備（<u>4</u>か所）</p>	防災課
震災		4			97	<p>到達目標 平成37年度までに<u>水道</u>管路の耐震継手率を61%に向上させる。</p>	<p>到達目標 平成37年度までに管路の耐震継手率を61%に向上させる。</p>	水道局

震災		4		97	<p>到達目標 ターミナル駅や国、都、区の庁舎など災害復旧拠点となる施設等の下水道管とマンホールの接続部の耐震化や、液状化の危険性の高い地域にあるターミナル駅などと緊急輸送道路を結ぶ道路のマンホールの浮上抑制対策を推進</p>	<p>到達目標 ターミナル駅や国、都、区の庁舎など災害復旧拠点となる施設等の下水道管とマンホールの接続部の耐震化</p>	下水道局																					
震災	予防	4	1	99	<p>(2) 現況 ア 道路及び付帯施設 本区内の道路は、国道6,574m、都道26,716m、区道254,138m（平成30年4月1日現在）でアスファルト舗装に改良されており（中略） 大規模な地震発生の場合その地震動による損傷が多く予想される。</p>	<p>(2) 現況 ア 道路及び付帯施設 本区内の道路は、国道6,574m、都道26,716m、区道254,082m（平成29年4月1日現在）でアスファルト舗装に改良されており（中略） 大規模な地震発生の場合その地震動による損傷が多く予想される。</p>	道路公園課																					
震災	予防	4	1	99	<p>側溝施設現況（平成30年4月1日現在） <u>表は別紙 のとおり</u></p>	<p>側溝施設現況（平成29年4月1日現在） <u>表</u></p>	道路公園課																					
震災	予防	4	4	100	<p><u>(イ) 区内に存在する特定法定外公共物等について、管理又は利用に関し必要な事項を定めた「墨田区特定法定外公共物等管理条例」が平成29年度に施行された。今後は、本条例に基づき維持管理を行っていく。</u> <u>特定法定外公共物等現況（平成30年4月1日現在）</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th>路線数</th> <th>延長</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理道路 175本</td> <td>11,896m</td> <td>11,5061m²</td> </tr> <tr> <td>管理水路 2本</td> <td>106m</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </p>	路線数	延長	面積	管理道路 175本	11,896m	11,5061m ²	管理水路 2本	106m		<p><u>(イ) 区内溝渠の延長は、（中略）</u> <u>公共溝渠現況（平成29年4月1日）</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>延長</th> <th>総延長の比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>暗渠</td> <td>7,565m</td> <td>98.6%</td> </tr> <tr> <td>開渠（U字溝）</td> <td>106m</td> <td>1.4%</td> </tr> <tr> <td>総延長</td> <td>7,671m</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table> </p>	種別	延長	総延長の比	暗渠	7,565m	98.6%	開渠（U字溝）	106m	1.4%	総延長	7,671m	100%	道路公園課
路線数	延長	面積																										
管理道路 175本	11,896m	11,5061m ²																										
管理水路 2本	106m																											
種別	延長	総延長の比																										
暗渠	7,565m	98.6%																										
開渠（U字溝）	106m	1.4%																										
総延長	7,671m	100%																										
震災	予防	4	1	100	<p>(ウ) ガードレール等については、（中略）区内全域で40,863mである（区道のみ）である。</p>	<p>(ウ) ガードレール等については、（中略）区内全域で40,867mである（区道のみ）である。</p>	道路公園課																					
震災	予防	4	1	100	<p>(エ) 街路灯、橋梁灯の現況は、下表のとおりである。（区道分） 街路灯及び橋梁灯施設状況 （平成30年4月1日） <u>表は別紙 のとおり</u></p>	<p>(エ) 街路灯、橋梁灯の現況は、下表のとおりである。（区道分） 街路灯及び橋梁灯施設状況 （平成29年4月1日）</p>	道路公園課																					

震災	予防	4	1		100	<p>(オ) 街路樹 現況は、下表のとおりである。 街路樹植栽状況 (平成30年4月1日) <u>表は別紙 のとおり</u></p>	<p>(オ) 街路樹 現況は、下表のとおりである。 街路樹植栽状況 (平成29年4月1日)</p>	道路公園課 東京都第五建設事務所
震災	予防	4	1		102	<p>ウ 橋梁 (ア) 河川橋梁現況 本区内の橋梁は、(中略)平成30年4月1日現在の橋齢別では、40年以上15橋、25年以上40年未満7橋、15年以上25年未満1橋、15年未満4橋である。 (イ) 横断歩道橋 横断歩道の平成30年4月1日現在の設置数は、下記のとおりである。</p>	<p>ウ 橋梁 (ア) 河川橋梁現況 本区内の橋梁は、(中略)橋齢別では、40年以上15橋、25年以上40年未満7橋、15年以上25年未満1橋、15年未満4橋である。 (イ) 横断歩道橋 横断歩道の平成29年4月1日現在の設置数は、下記のとおりである。</p>	道路公園課
震災	予防	4	1		102	<p>(イ) 横断歩道橋 都道 <u>5</u></p>	<p>(イ) 横断歩道橋 都道 <u>6</u></p>	東京都 第五建設事務所
震災	予防	4	1		102	<p>ウ 橋梁 (4) 橋梁改修計画 橋梁は、主桁、横桁及び床版の補修、橋面の補修、塗装の塗り替え等の補修を行い長寿命化を図っていくが(中略) また、<u>耐震設計基準を満たしていない橋梁については</u>落橋防止システムの設置等を進めいく。</p>	<p>ウ 橋梁 (4) 橋梁改修計画 橋梁は、主桁、横桁及び床版の補修、橋面の補修、塗装の塗り替え等の補修を行い長寿命化を図っていくが(中略) また、<u>耐震設計基準を満たしていない橋梁については</u>落橋防止システムの設置等を進めいく。</p>	道路公園課
震災	予防	4	1	3	104	<p>乗降人員 スカイツリー <u>120,785</u> 曳舟 <u>27,559</u> 東向島 <u>19,107</u> 鐘ヶ淵 <u>12,716</u> 小村井 <u>11,247</u> 東あずま <u>7,940</u></p>	<p>乗降人員 スカイツリー <u>116,313</u> 曳舟 <u>26,001</u> 東向島 <u>18,797</u> 鐘ヶ淵 <u>12,603</u> 小村井 <u>10,988</u> 東あずま <u>7,625</u></p>	東武鉄道 株式会社

震災	予防	4	1	4	104	<p>乗降人員 (<u>29</u>年度 1日平均) 押上 <u>216,517</u>人 (うち連絡人員<u>188,195</u>人) 京成曳舟 <u>18,962</u>人 八広 <u>11,993</u>人</p>	<p>乗降人員 (<u>28</u>年度 1日平均) 押上 <u>209,531</u>人 (うち連絡人員<u>181,777</u>人) 京成曳舟 <u>18,440</u>人 八広 <u>11,541</u>人</p>	京成電鉄
震災	予防	4	1	5	106	<p>乗降人員 (<u>28</u>年度 1日平均) 本所吾妻橋 <u>18,737</u>人 菊川 <u>24,684</u>人 両国 <u>32,739</u>人</p>	<p>乗降人員 (<u>27</u>年度 1日平均) 本所吾妻橋 <u>18,431</u>人 菊川 <u>23,734</u>人 両国 <u>31,472</u>人</p>	交通局 門前仲町駅務管区 浅草橋駅務区
震災	予防	4	1	6	107	<p>乗降人員 (<u>29</u>年度 1日平均) 錦糸町 <u>105,342</u>人 押上 <u>177,292</u>人</p>	<p>乗降人員 (<u>28</u>年度 1日平均) 錦糸町 <u>103,851</u>人 押上 <u>170,182</u>人</p>	東京地下鉄
震災	予防	4	1		107	(ウ) 浸水防止設備の点検整備 <u>地震による</u> 高潮、洪水による浸水を防止する 通風口防止機、駅出入口止水版について、~	(ウ) 浸水防止設備の点検整備 <u>地震による</u> 高潮、洪水による浸水を防止する 通風口防止機、駅出入口止水版について、~	交通局
震災	予防	4	3	1	110	<p>表中 主要初動対応 救出救助拠点 河川等船着場（災害拠点病院近接） 吾妻橋 <u>墨田緊急用船着場（荒川）</u></p>	<p>表中 主要初動対応 救出救助拠点 河川等船着場（災害拠点病院近接） 吾妻橋</p>	都市整備課
震災	予防	4	4		111	<p>2 水道施設の震災対策（水道局） (1) 水道施設の耐震化の着実な推進 震災時における~（中略）~計画的に進めて いく。また、その他の<u>水道</u>施設についても耐震 化を一層推進する。 -11：上水道本管配管図（<u>400mm以上</u>）</p>	<p>2 水道施設の震災対策（水道局） (1) 水道施設の耐震化の着実な推進 震災時における~（中略）~計画的に進めて いく。また、その他の<u>重要</u>施設についても耐震 化を一層推進する。 -11：上水道本管配管図（400mm以上）</p>	水道局

震災	予防	4	4		111	<p>(4) 自家用発電設備の増強整備による電力の自立化 大規模停電時など、不測の事態が生じた場合でも安定給水を実現するため、浄水場等に自家用発電設備を増強して～</p>	<p>(4) 自家発電設備の増強整備による電力の自立化 大規模停電時など、不測の事態が生じた場合でも安定給水を実現するため、浄水場等に自家発電設備を増強して～</p>	水道局
震災	予防	4	4		112	<p>3 下水道施設の耐震強化（下水道局東部第一下水道事務所） (1) 現況 (中略) ア 管渠施設 幹線 26,915m 枝線 344,176m 計 371,091m イ ポンプ所 業平橋ポンプ所（ポンプ所増設中）、（中略） ウ 水再生センター（終末処理場）（中略） 処理能力 日量658,000m³（平成30年4月1日現在）</p>	<p>3 下水道施設の耐震強化（下水道局東部第一下水道事務所） (1) 現況 (中略) ア 管渠施設 幹線 26,915m 枝線 344,070m 計 370,985m イ ポンプ所 業平橋ポンプ所、（中略） ウ 水再生センター（終末処理場） (中略) 処理能力 日量658,000m³（平成29年4月1日現在）</p>	下水道局
震災	予防	4	4	5	114	<p>区内ガス施設の現況（平成29年3月末現在） 中圧：46.3km 低圧：549.6Km 合計：595.9 km 需要件数：143,423件</p>	<p>区内ガス施設の現況（平成28年3月末現在） 中圧：46.3km 低圧：549.2Km 合計：595.5km 需要件数：145,087件</p>	東京ガス 株式会社 東部支店
震災	応急	4	2	3	124	<p>3 乗務員の取扱い 乗務員は～次の取扱いをする。 (1) ~ (2) ~ (3) ~</p>	<p>3 乗務員の取扱い 乗務員は～次の取扱いをする。 (1) ~ (2) ~ (3) ~</p>	交通局
震災	予防	4	3	1	125	<p>災害時に陸上輸送路が寸断した場合に備え、被災者等の輸送、救助活動や復旧活動に必要な人員及び救援物資等の輸送を行う水上拠点として、墨田緊急用船着場（荒川）や吾妻橋船着場など、あらかじめ国及び都が指定した5か所の船着場（P110参照）のほか、内部河川の船着場を活用する。</p>	<p>災害時に陸上輸送路が寸断した場合に備え、被災者等の輸送、救助活動や復旧活動に必要な人員及び救援物資等の輸送を行う水上拠点として、吾妻橋船着場など、あらかじめ都が指定した3か所の船着場（P110参照）のほか、内部河川の船着場を活用する。</p>	都市整備課

震災	予防	4	3	1	126	墨田緊急用船着場（荒川）の運用について は荒川下流防災施設運用協議会において策定された「荒川下流防災施設活用計画」に基づく。	第1項 最終行に追記	都市整備課
震災	応急	4	4	2	127	2 応急対策 (1) 管きよ等 イ 速やかに震災復旧活動の拠点を設置し、 <u>管きよの被害状況及び高潮防潮扉の操作状況など</u> 防災上重要な施設について重点的に被害状況及び措置状況を集約する。	2 応急対策 (1) 管きよ等 イ 速やかに震災復旧活動の拠点を設置し、 <u>管きよの被害状況及び高潮防潮扉の操作状況など</u> 防災上重要な施設について重点的に被害状況及び措置状況を集約する。	下水道局
震災		6			148	現在の到達状況 52自治体及び <u>124</u> 民間団体等との協力協定を締結（平成 <u>31</u> 年 <u>1</u> 月現在）	現在の到達状況 52自治体及び <u>120</u> 民間団体等との協力協定を締結（平成 <u>30</u> 年 <u>3</u> 月現在）	防災課
震災	予防	6	1	2	152	第2項 中段 東日本大震災や熊本地震の教訓並びに、協定締結先の自治体との連携及び東京都災害時支援応援計画等の策定状況を勘案し、職員災害対策マニュアルへの反映等、 <u>体制</u> の整備を図る。	第2項 中段 東日本大震災や熊本地震の教訓並びに、協定締結先の自治体との連携及び東京都災害時支援応援計画等の策定状況を勘案し、職員災害対策マニュアルへの反映等、 <u>体制</u> の整備を図る。	防災課
震災	予防	6	4		155	平成8年7月22日締結 山形県鶴岡市 平成8年10月14日締結 山形県高畠町 平成29年12月22日締結 埼玉県飯能市	<u>（新規追加）</u>	防災課
震災	予防	6	5	1	156	1 公園等の整備 (1) 現況 ア 公園、緑地等 公園、緑地は、（中略）機能も有している。 本区における現在区民1人あたりの都市公園等の面積 <u>2,87m²</u> となっている。 (平成 <u>30</u> 年 <u>4</u> 月 <u>1</u> 日) <u>表は別紙 のとおり</u>	1 公園等の整備 (1) 現況 ア 公園、緑地等 公園、緑地は、（中略）機能も有している。 本区における現在区民1人あたりの都市公園等の面積 <u>2,90m²</u> となっている。 (平成 <u>29</u> 年 <u>4</u> 月 <u>1</u> 日) <u>表</u>	道路公園課

震災	予防	6	5	1	157	2 避難場所、地区内残留地区の指定 (1)現況 ~略~特別区を対象に <u>213</u> か所の避難場所の指定および地区割当を行っている(平成 <u>30</u> 年 <u>6</u> 月改定)。	2 避難場所、地区内残留地区の指定 (1)現況 ~略~特別区を対象に <u>197</u> か所の避難場所の指定および地区割当を行っている(平成 <u>25</u> 年 <u>5</u> 月改定)。	防災課
震災	予防	6	5	3	159	都は、自衛隊、 <u>広域緊急援助隊</u> (警察)、緊急消防援助隊(消防)、その他の広域支援~	都は、自衛隊、 <u>広域緊急救助隊</u> (警察)、緊急消防援助隊(消防)、その他の広域支援~	保健計画課
震災	応急	6	1	1	162	(表中) 「荒川氾濫警戒情報」の発表 「荒川氾濫危険情報」の発表 <u>隅田水門(表)</u> の水位が~	(表中) 「荒川 <u>はん</u> 氾濫警戒情報」の発表 「荒川 <u>はん</u> 氾濫危険情報」の発表 <u>荒川隅田水門(表)</u> の水位が~	都市整備課
震災	応急	6	1	1	162	(1)第1非常配備態勢 イ 自動発令 「東海地震注意情報」又は「荒川氾濫警戒情報」が発表されたとき。	(1)第1非常配備態勢 イ 自動発令 「東海地震注意情報」又は「荒川 <u>はん</u> 氾濫警戒情報」が発表されたとき。	都市整備課
震災	応急	6	1	1	162	(2)第2非常配備態勢 イ 自動発令 「東海地震警戒宣言」又は「荒川氾濫危険情報」が発表されたとき。	(2)第2非常配備態勢 イ 自動発令 「東海地震警戒宣言」又は「荒川 <u>はん</u> 氾濫危険情報」が発表されたとき。	都市整備課
震災	応急	6	1	1	162	(3)第3非常配備態勢 イ 自動発令 (イ) <u>隅田水門(表)</u> の水位が計画高水位に達したとき	(3)第3非常配備態勢 イ 自動発令 (イ) <u>荒川隅田水門(表)</u> の水位が計画高水位に達したとき	都市整備課
震災	応急	6	3		167	ウ 消火活動 (イ) 延焼火災が拡大又は合流し、大規模に延焼拡大した場合は、人命の安全確保を優先し、延焼阻止線活動や避難場所・避難道路の防護活動を行う。 <u>この場合、巨大水利等の取水源がある場合には、遠距離送水設備を運用する。</u>	ウ 消火活動 (イ) 延焼火災が拡大又は合流し、大規模に延焼拡大した場合は、人命の安全確保を優先し、延焼阻止線活動や避難場所・避難道路の防護活動を行う。 <u>この場合、巨大水利等の取水源がある場合には、遠距離送水設備を運用する。</u>	東京消防庁

震災		7			176	<p>現在の到達状況</p> <p>区防災行政無線網を整備（固定系：73局、地域系：197局、移動系：34局、<u>IP無線：10局</u>（平成30年10月現在）</p> <p>高所カメラ5台の設置（平成30年10月現在）</p> <p>緊急地震速報システムの運用（<u>117施設</u>）（平成30年10月現在）</p> <p>すみだ安全・安心メール（平成30年10月現在登録者数：22,008人）</p> <p>防災情報アプリの配信（平成30年12月現在利用者数：20,634人）</p>	<p>現在の到達状況</p> <p>区防災行政無線網を整備（固定系：72局、地域系：197局、移動系：34局、（平成30年3月現在）</p> <p>高所カメラ5台の設置（平成28年10月現在）</p> <p>緊急地震速報システムの運用（<u>114施設</u>）（平成28年10月現在）</p> <p>すみだ安全・安心メール（平成29年10月現在登録者数：20,103人）</p> <p>防災情報アプリの配信（平成29年9月現在利用者数：15,093人）</p>	防災課
震災		7			176	<p>課題</p> <p>携帯電話等が通信規制によりつながりにくくなること等により、家族等の安否<u>確認</u>が困難</p>	<p>課題</p> <p>携帯電話等が通信規制によりつながりにくくなること等により、家族等の安否が困難</p>	防災課
震災	予防	7	1	1	179	<p>2 防災無線の整備</p> <p>(1)現況</p> <p>~略~ 区民等への災害情報を的確かつ迅速に提供するための整備を実施する。</p> <p><u>平成30年度には多様な通信手段による情報連絡体制を確保するため、新たにIP無線機を導入した。これにより、無線の電波が届きにくい地下施設や区外等における通信環境を確立した。</u></p>	<p>2 防災無線の整備</p> <p>(1)現況</p> <p>~略~ 区民等への災害情報を的確かつ迅速に提供するための整備を実施する。</p>	防災課
震災	応急	7	2		187	<p>2の表 区の項 内容の欄</p> <p>1(5)(ウ)決定事項</p> <p>（被害状況）</p> <p>被害状況が確定したときは、電話により<u>一報を入れ</u>、事後写真その他の資料を添付のうえ、速やかに文書により報告する。</p>	<p>2の表 区の項 内容の欄</p> <p>1(5)(ウ)決定事項</p> <p>（被害状況）</p> <p>被害状況が確定したときは、<u>とりあえず</u>電話により<u>報告し</u>、事後写真その他の資料を添付のうえ、速やかに文書により報告する。</p>	国保年金課
震災	応急	7	4		194	<p>第4節 広報及び広聴活動</p> <p>3(4)総括的な発表に余裕のないとき又は緊急を要する発表は、それぞれの活動機関において行うことができる。<u>ただし、その発表内容を災対総務部広報隊長へ報告すること。</u></p>	<p>第4節 広報及び広聴活動</p> <p>3(4)総括的な発表に余裕のないとき又は緊急を要する発表は、それぞれの活動機関において行うことができる。</p>	広報広聴担当

震災		8		198	現在の到達状況 災害時の医療救護活動に従事する者の登録 (<u>1,196人</u>) (平成 <u>30</u> 年12月現在)	現在の到達状況 災害時の医療救護活動に従事する者の登録 (<u>783人</u>) (平成 <u>29</u> 年12月現在)	防災課
震災		8		198	現在の到達状況 「墨田区災害時医療救護活動マニュアル」の <u>改定</u>	現在の到達状況 「墨田区災害時医療救護活動マニュアル」の <u>策定</u>	墨田区医師会
震災		8		198	現在の到達状況 <u>区は災対保健衛生部に医療救護活動を統括・</u> <u>調整するために医療救護活動拠点を設置する。</u>	現在の到達状況 <u>(新規追加)</u>	保健計画課
震災		8		198	課題 1 番目 被災状況や医療機関の活動状況等を迅速に把握できる情報連絡体制の <u>見直し</u> が必要	課題 1 番目 被災状況や医療機関の活動状況等を迅速に把握できる情報連絡体制の <u>構築</u> が必要	墨田区医師会
震災		8		198	課題 2 番目 傷病者への(省略)確保等、発災 <u>直後</u> ~超急性期、(省略) 課題 4 番目 災害拠点病院等の機能の確保など、地域における医療機能を維持するための基盤強化が必要	課題 2 番目 傷病者への(省略)確保等、発災 <u>後</u> ~超急性期、(省略) 課題 4 番目 災害拠点病院等の機能の確保、 <u>被災を免れた医療機関と災害拠点病院の連携</u> など、地域における医療機能を維持するための基盤強化が必要	保健計画課
震災		8		198	具体的な取組>地震前の行動(予防対策)>医薬品・医療資器材の確保 <u>「備蓄の整備」</u> 具体的な取組>地震直後の行動(応急対策)>超急性期における医療救護体制の確立 <u>区災対本部内に医療救護活動拠点を設置。区災害医療コーディネーターが参集。</u>	具体的な取組>地震前の行動(予防対策)>医薬品・医療資器材の確保 <u>「備蓄の増強」</u> 具体的な取組>地震直後の行動(応急対策)>超急性期における医療救護体制の確立 <u>(5項目目に追記)</u>	保健計画課

震災		8		199	<p>到達目標 1 番目 <u>区災害医療コーディネーターを中心とした医療救護活動体制の強化</u></p> <p>到達目標 2 番目 <u>医療救護所区災害歯科コーディネーター及び区災害薬事コーディネーターと連携した医療救護所の確実な運営体制の構築</u></p> <p>到達目標 4 番目 <u>災害拠点病院等の地域における医療機能を維持するための基盤強化</u></p>	<p>到達目標 1 番目 <u>災害医療コーディネーターを中心とした災害医療体制を構築</u></p> <p>到達目標 2 番目 <u>医療救護所区災害歯科コーディネーター及び区災害薬事コーディネーターと連携した医療救護所の確実な運営体制の構築</u></p> <p>到達目標 4 番目 <u>(新規追加)</u></p>	保健計画課	
震災	予防	8		200	<p>1 初動医療体制の確立 被災地域の状況を踏まえ、限られた医療資源を発災直後から最大限活用できるよう、区災対本部の下に設置する区災害医療コーディネーターを中心とした医療救護活動拠点と、各二次保健医療圏に設置する東京都地域災害医療コーディネーターを中心とするした医療対策拠点との間の情報連絡体制を構築する。</p>	<p>1 初動医療体制の確立 被災地域の状況を踏まえ、限られた医療資源を発災直後から最大限活用できるよう、区災対本部の下に設置する区災害医療コーディネーターと、各二次保健医療圏に設置する東京都地域災害医療コーディネーターを中心とする情報連絡体制を構築する。</p>	墨田区医師会	
震災	予防	8		200	<p>1 初動医療体制の確立 (省略) 初動医療体制、負傷者等の輸送体制を整備し、災害時には医療救護活動拠点の区災害医療コーディネーターの助言を得ながら、迅速な医療救護活動を行う。</p>	<p>1 初動医療体制の確立 (省略) 初動医療体制、負傷者等の輸送体制を整備し、災害時には、区災対本部の下に設置する区災害医療コーディネーターの助言を得ながら、迅速な医療救護活動を行う。</p>	保健計画課	
震災	予防	8	1	1	201	<p>【医療対策拠点等】 二次保健医療圏 医療対策拠点 <u>都が、圏域内の区市町村から情報収集を行い、東京都地域災害医療コーディネーターとともに医療救護活動の統括・調整を行う場所として、地域災害拠点病院等に設置する拠点</u></p>	<p>【医療対策拠点等】 二次保健医療圏 医療対策拠点 <u>都が、二次保健医療圏ごとに災害拠点中核病院等において、圏域内の区市町村から情報収集を行い、東京都地域災害医療コーディネーターとともに医療救護活動の統括・調整を行う場所</u></p>	保健計画課

震災	予防	8	1	1	201	<p>【医療対策拠点等】 地域災害医療連携会議 地域災害医療コーディネーターが病院、地区医師会、区市町村など関係機関を招集して、情報共有や災害医療に係る具体的な方策を検討する会議</p>	<p>【医療対策拠点等】 地域災害医療連携会議 都が二次保健医療圈ごとに設置し、地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会、災害拠点病院、区市町村、保健所等の関係機関を東京都地域災害医療コーディネーターが招集して、情報共有や災害医療にかかる具体的な方策の検討、医療連携体制の構築を目的に平時・発災時に開催する会議</p>	保健計画課
震災	予防	8	1	2	203	<p>【災害拠点病院等】 表中 災害拠点病院 主に重症者の収容・治療を行う<u>都が指定する病院</u></p>	<p>【災害拠点病院等】 表中 災害拠点病院 主に重症者の収容・治療を行う<u>病院</u></p>	保健計画課
震災	応急	8	1	1	205	<p>第1項 医療情報の収集伝達 災害発生時には、区は、災害対策本部内に設置した医療救護活動拠点において、有線電話あるいは主な医療機関に配備した区防災行政無線等を活用し、医師会及び区災害医療コーディネーター等の関係機関と連携して、人的被害、医療機関（診療所、歯科診療所、保険薬局、病院（EMIS等で把握））の被災状況や活動状況等を把握し、関係機関で情報収集するとともに圏域内の東京都地域災害医療コーディネーターに對して報告する。 ・都『災害時医療救護活動ガイドライン（第2版）』P9図3「発災直後から急性期までの連携体制」に差替え（別紙のとおり）</p>	<p>第1項 医療情報の収集伝達 災害発生時には、有線電話あるいは主な医療機関に配備した区防災行政無線等を活用し、医師会及び区災害医療コーディネーター等の関係機関と連携して、人的被害、医療機関（診療所、歯科診療所、保険薬局、病院（災害拠点病院、都立病院及び救急告示医療機関を除く病院））の被災状況や活動状況等を把握し、関係機関で情報収集するとともに圏域内の東京都地域災害医療コーディネーターに對して報告する。 ・ページ下部の図</p>	保健計画課
震災	応急	8	1	2	206	<p>【医療救護活動におけるフェーズ区分】 4 慢性期 避難生活が長期化しているが、<u>ライフラインがほぼ復旧</u>して、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況 【主な医療救護活動】 都『災害時医療救護活動ガイドライン（第2版）』P8表「災害時の医療救護活動のフェーズ区分と必要な活動」に差替え（別紙のとおり）</p>	<p>【医療救護活動におけるフェーズ区分】 4 慢性期 避難生活が長期化しているが、<u>ほぼ復活</u>して、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況 【主な医療救護活動】 表</p>	保健計画課

震災	応急	8	1	2	207	<p><u>図「災害時医療救護の流れ」</u></p> <p><u>図中「要援護者」を「要配慮者」に修正</u></p> <p><u>図下部に「要配慮者：避難後の生活などの各段階において特に配慮を要する者」と追記</u></p>	<p><u>図「災害時医療救護の流れ」</u></p>	墨田区医師会
震災	応急	8	1	2	207	<p>2 活動内容</p> <p>区</p> <p>1 災害時における医療救護を一次的に実施する。<u>区災害医療コーディネーターの助言を受け、区内の医療救護活動等を統括・調整する。</u></p> <p>2 <u>区災害医療コーディネーターの医学的な助言を受け、区の医療救護活動等を統括・調整する。</u></p> <p>3 <u>緊急医療救護所及び避難所医療救護所を設置する。</u></p> <p>東京消防庁</p> <p>1 <u>区災対本部と連携して、可能な範囲で救急隊を派遣する。</u></p> <p>2 <u>東京D M A Tと連携して、救命処置等を実施する。</u></p>	<p>2 活動内容</p> <p>区</p> <p>1 災害時における医療救護を一次的に実施する。<u>区災害医療コーディネーターの助言を受け、区内の医療救護活動等を統括・調整する。</u></p> <p>2 超急性期には、災害拠点病院等の近接地等に緊急医療救護所を設置・運営する。急性期以降は、避難所等に医療救護所を設置して、避難所等への医療支援について実施する。</p> <p>3 避難所等において定点・巡回診療を実施する。</p> <p>東京消防庁</p> <p>1 超急性期は、区災対本部と連携して、可能な範囲で救急隊を派遣する。</p> <p>2 急性期以降は、都福祉保健局と連携して、可能な範囲で救急隊を派遣する。</p>	保健計画課
震災	応急	8	1	2	208	4 医療救護所等の設置場所 (1) <u>原則として、500人以上の避難所</u>	4 医療救護所等の設置場所 (1) 500人以上の避難所	保健計画課
震災	応急	8	2		210	それらの医薬品の配布については、薬剤師が避難所の住民（傷病者）へ服薬指導をしたうえで行う。以上にも関わらず、区自ら医薬品を調達することが不可能な場合には、都へ調達を要請する。	それらの医薬品の配布については、薬剤師が避難所の住民（患者）へ服薬指導をしたうえで行う。以上にも関わらず、区自ら医薬品を調達することが不可能な場合には、都へ調達を要請する。	墨田区医師会

震災	復旧	8	1	2	220	<p>3 メンタルヘルスケア <u>(5) 都の災害派遣精神医療チーム（東京D P A T）は、被災時の精神保健医療のニーズアセスメントの実施や災害派遣医療チーム（D M A T）、保健師チーム等と連携した活動を行う。（被災精神科病院の入院患者の転院・搬送支援、被災精神科病院、診療所機能の回復までの外来診療支援、災害ストレスによる被災住民・支援者への対応、地域精神保健活動への支援など）</u></p>	<p>3 メンタルヘルスケア <u>(5) (新規追加)</u></p>	保健計画課
震災		9			224	<p>現在の到達状況 区は事業者等と帰宅困難者の受入に係る協定を締結（<u>8</u>施設）（平成<u>30</u>年10月現在）</p>	<p>現在の到達状況 区は事業者等と帰宅困難者の受入に係る協定を締結（<u>7</u>施設）（平成<u>29</u>年10月現在）</p>	防災課
震災		9	1	5	233	<p>第5項 駅前滞留者対策協議会の設置 平成27年7月に町会、鉄道事業者、駅周辺の事業者及び防災関係機関等が構成団体となり、「押上駅前滞留者対策協議会」を設置し、「押上ルール」の作成、帰宅困難者対策に関する講習、図上演習等を行っている。今度も協議会において継続的に帰宅困難者対策の検討や訓練を行っていくとともに、他地区への拡充を検討していく。</p>	<p>第5項 駅前滞留者対策協議会の設置 平成27年7月に町会、鉄道事業者、駅周辺の事業者及び防災関係機関等が構成団体となり、押上駅前滞留者対策協議会を設置した。 その後、平成28年度には「押上ルール（素案）」の作成、平成29年度には図上演習等を実施した。今後も協議会において継続的に訓練や計画の見直し等を行い、実効性を高めてゆく。</p>	防災課
震災		10			248	<p>現在の到達状況 避難場所8か所、地区内残留地区1か所を都が指定（平成<u>30</u>年10月現在）</p>	<p>現在の到達状況 避難場所8か所、地区内残留地区1か所を都が指定（平成<u>29</u>年10月現在）</p>	防災課
震災		10			248	<p>現在の到達状況 要配慮者サポート隊の結成割合（<u>82.3</u>%）（平成<u>30</u>年10月現在）</p>	<p>現在の到達状況 要配慮者サポート隊の結成割合（<u>81.6</u>%）（平成<u>29</u>年10月現在）</p>	防災課
震災		10			248	<p>現在の到達状況 指定避難所40か所、福祉避難所<u>19</u>か所を指定（平成<u>30</u>年<u>10</u>月現在）</p>	<p>現在の到達状況 指定避難所40か所、福祉避難所<u>18</u>か所を指定（平成<u>29</u>年<u>3</u>月現在）</p>	防災課

震災		10	2		254	(2) 家具類の転倒・落下～ 高齢者を含む世帯・障害者を含む世帯・ <u>ひとり親世帯</u> の希望者を対象に、(省略)	(2) 家具類の転倒・落下～ 高齢者を含む世帯・障害者を含む世帯の希望者を対象に、(省略)	防災課
震災	予防	10	2		255	なお、平成30年10月時点における要配慮者サポート隊の編成状況は、約 <u>82.3%</u> となっている。	なお、平成29年10月時点における要配慮者サポート隊の編成状況は、約 <u>81.6%</u> となっている。	防災課
震災	予防	10	2		256	(10) 高齢者みまもりリストを活用した安否確認体制の構築 高齢者支援総合センターや高齢者みまもり相談室を <u>高齢者の情報集約拠点</u> として、民生委員～省略～ボランティア等が連携した発災時の <u>高齢者</u> の安否確認の構築を進めている。	(10) 高齢者みまもりリストを活用した安否確認体制の構築 高齢者支援総合センターや高齢者みまもり相談室を <u>情報集約拠点</u> として、民生委員～省略～ボランティア等が連携した発災時の <u>要配慮者</u> の安否確認の構築を進めている。	高齢者福祉課
震災	予防	10	3		257	表中 下水道局東部第一下水道事務所 避難所等からの排水を受ける管きよの耐震化 <u>液状化の危険性の高い地域にあるターミナル駅などと緊急輸送道路を結ぶ道路のマンホールの浮上抑制対策</u>	表中 下水道局東部第一下水道事務所 避難所からの排水を受ける管きよの耐震化	下水道局
震災	予防	10	3		257	平成30年 <u>10</u> 月現在、区内の指定避難所は40か所 (<u>協定施設を含む。</u>)、福祉避難所は <u>19</u> か所となっている。	平成30年 <u>3</u> 月現在、区内の指定避難所は40か所 (<u>協定施設を含む。</u>)、福祉避難所は <u>18</u> か所となっている。	防災課
震災	予防	10	3		258	(3) ライフライン事業者における対策 イ 下水道局における対策 災害復旧の拠点となる施設等の下水道管とマンホールの接続部の耐震化を実施する。 <u>また、液状化の危険性の高い地域にあるターミナル駅などと緊急輸送道路を結ぶ道路のマンホールの浮上抑制対策を実施する。</u>	(3) ライフライン事業者における対策 イ 下水道局における対策 災害復旧の拠点となる施設等の下水道管とマンホールの接続部の耐震化を実施する。	下水道局

震災	予防	10	3		259	3 一時集合場所・避難場所の指定 (2)避難場所 ~略~特別区を対象に213か所の避難場所の指定及び地区割当を行っている(平成30年6月改定)。	3 一時集合場所・避難場所の指定 (2)避難場所 ~略~特別区を対象に197か所の避難場所の指定及び地区割当を行っている(平成25年5月改定)。	防災課
震災	応急	10	4		272	図中 右上 一般財団法人 ペット災害対策推進協議会 <u>(公財)日本動物愛護協会</u> <u>(公社)日本動物福祉協会</u> <u>(公社)日本愛玩動物協会</u> <u>(公社)日本獣医師会</u>	図中 右上枠内 一般財団法人 ペット災害対策推進協議会 <u>(公財)日本動物愛護協会</u> <u>(公社)日本動物福祉協会</u> <u>(公社)日本愛玩動物協会</u> <u>(公社)日本獣医師会</u>	保健計画課
震災	応急	10	4		272	図中 下部枠内 <u>現地動物救援本部</u> (公社)東京都獣医師会、(公財)日本動物愛護協会、(公社)日本動物福祉協会、(公社)日本愛玩動物協会、(一社)家庭動物愛護協会他動物関係団体	図中 下部枠内 <u>(新規追加)</u> (公社)東京都獣医師会、(公財)日本動物愛護協会、(公社)日本動物福祉協会、(公社)日本愛玩動物協会、(一社)家庭動物愛護協会他動物関係団体	保健計画課
震災	応急	10	4		272	図中 下部枠内 <u>(公社)東京都獣医師会</u> 、 <u>(公財)日本動物愛護協会</u> 、 <u>(公社)日本動物福祉協会</u> 、 <u>(公社)日本愛玩動物協会</u> 、 <u>(社)東京都家庭動物愛護協会</u> 他動物関係団体等 動物保護施設<被災動物の保護・収容・獣医療>	図中 下部枠内 <u>(公社)東京都獣医師会</u> 、 <u>(公財)日本動物愛護協会</u> 、 <u>(公社)日本動物福祉協会</u> 、 <u>(公社)日本愛玩動物協会</u> 、 <u>(社)東京都家庭動物愛護協会</u> 他動物関係団体等 動物保護施設<被災動物の保護・収容・獣医療>	保健計画課
震災	予防	11	1		279	(2)必要備蓄量の算出に当たっては、都の被害想定における区の最大避難 <u>所生活</u> 者数棟を基準とする。	(2)必要備蓄量の算出に当たっては、都の被害想定における区の最大避難者数棟を基準とする。	防災課
震災	予防	11	1		279	また、避難所内等でのケア~新たに配備した。 <u>平成30年度から33年度にかけて、避難所運営者の負担軽減やアレルギーへの対応を目的として、発熱剤付きアルファ米を個食のアルファ米に、ビスケットをライスクッキーに変更していく。</u>	また、避難所内等でのケア~新たに配備した。	防災課

震災	予防	11	2		282	ア 飲料水ろ過機による給水 区では、飲料水ろ過機を区立小・中学校及び区施設等に <u>73</u> 台設置している。	ア 飲料水ろ過機による給水 区では、飲料水ろ過機を区立小・中学校及び区施設等に <u>79</u> 台設置している。	防災課
震災	予防	11	2		281	1 <u>災害時給水ステーション（給水拠点）の整備</u> 都は、震災時の飲料水等を確保するため、居住場所からおおむね半径2kmの距離内に1か所の <u>災害時給水ステーション（給水拠点）</u> の設置を目標とし、浄水場（所）・給水所等の施設を活用するとともに、 <u>災害時給水ステーション（給水拠点）</u> がない空白地域の早期解消を図るために、応急給水槽の建設を行ってきた。	1 <u>給水拠点の整備</u> 都は、震災時の飲料水等を確保するため、居住場所からおおむね半径2kmの距離内に1か所の <u>給水拠点</u> の設置を目標とし、浄水場（所）・給水所等の施設を活用するとともに、 <u>給水拠点</u> がない空白地域の早期解消を図るために、応急給水槽の建設を行ってきた。	水道局
震災	予防	11	2		281	イ 水道局墨田営業所 ポリタンク <u>(10ℓ) 20個</u> <u>(20ℓ) 33個</u>	イ 水道局墨田営業所 ポリタンク <u>(20ℓ) 53個</u>	水道局
震災	応急	11	1		284	2 食糧の備蓄 (1) 食糧の供給の対象者数は、～における <u>避難所生活者数約95,000人</u> を基準とする。	2 食糧の備蓄 (1) 食糧の供給の対象者数は、～における <u>避難者数145,000人</u> を基準とする。	防災課
震災	応急	11	1		284	区は、都との役割分担に基づき、この <u>約95,000</u> 人の～確保する。	区は、都との役割分担に基づき、この <u>145,000</u> 人の～確保する。	防災課
震災	応急	11	1		284	(3) 被災乳幼児（満2歳未満の者）に供給する調整粉乳については、 <u>約1,300人（区内0歳及び1歳児の半数×避難者人口割合）</u> の3日分を区が備蓄している。	(3) 被災乳幼児（満2歳未満の者）に供給する調整粉乳については、 <u>1900人（区内0歳及び1歳児数×避難者人口割合）</u> の3日分を区が備蓄している。	総務課 防災課
震災	応急	11	1		284	(4) 区では、～新たに要配慮者用食糧品の備蓄や生活必需品等の配備を行った。 <u>そのほか、避難所運営者の負担軽減やアレルギーへの対応を目的として、発熱剤付きアルファ米を個食のアルファ米に、ビスケットをライスクッキーに変更していく。</u>	(4) 区では、～新たに要配慮者用食糧品の備蓄や生活必需品等の配備を行った。	防災課

震災	応急	11	1		285	り災者に対する給食は、原則としてピスケット <u>又はライスクッキー</u> ・クラッcker、アルファ米 の順で~。	り災者に対する給食は、原則としてピスケット ・クラッcker、アルファ米の順で~。	防災課
震災	応急	11	3		289	2 飲料水給水計画 (1) 震災時の応急給水の方法 ア 応急給水が行われる <u>災害時給水ステーション</u> <u>(給水拠点)</u> (中略) イ 東京都地域防災計画で定める <u>災害時給水ステーション</u> <u>(給水拠点)</u> での都区役割分担 (中略)	2 飲料水給水計画 (1) 震災時の応急給水の方法 ア 応急給水が行われる <u>給水拠点</u> (中略) イ 東京都地域防災計画で定める <u>給水拠点</u> での 都区役割分担 (中略)	水道局
震災	応急	11	3	3	290	(2) 既存水利の活用 既存の井戸水の活用を図る目的で、~貯水 の供給に関する協定を締結した。 その他、井戸水の活用のため、 <u>1か所の小学校</u> <u>に、深井戸の設置を行っているほか、避難所施</u> 設内マンホールトイレの洗浄用に設置を進め ている深井戸も活用する。	(2) 既存水利の活用 既存の井戸水の活用を図る目的で、~貯水 の供給に関する協定を締結した。 その他、井戸水の活用のため、 <u>1か所の小学校</u> <u>に、深井戸の設置を行っているほか、避難所施</u> 設内マンホールトイレの洗浄用に設置を進め ている深井戸も活用する。	防災課
震災	応急	11	3		291	<u>平成30年度</u> <u>両国小、一寺小、四吾小、吾立中</u>	<u>表中 新規追加</u>	防災課
震災	復旧	11	5		296	<pre>graph TD; subgraph Left []; direction TB; A[備蓄物資] --- B[調達物資]; B --> C[広域輸送基地]; C --> D[地域内輸送拠]; D --> E[避難所等]; end; subgraph Right []; direction TB; A[備蓄物資] --- B[調達物資]; B --> C[広域輸送基地]; C --> D[地域内輸送拠]; D --> E[避難所等]; end;</pre>		国保年金課

震災		13		306	現在の到達状況 マンホール対応～備蓄 (計 <u>810</u> 組) (平成30年 <u>10</u> 月現在)	現在の到達状況 マンホール対応～備蓄 (計 <u>802</u> 組) (平成30年 3月現在)	防災課
震災		13		306	【具体的な取り組み】 <u>幼児・児童・生徒等の避難訓練実施</u> ・・・	【具体的な取り組み】 <u>幼児・児童・生徒等の避難訓練実施</u> ・・・	防災課
震災	予防	13	2	1	309 避難所施設内のマンホールトイレ設備用入孔は、平成 <u>30</u> 年度末で <u>26</u> か所（柳島小、業平小、言問小、 <u>両国小</u> 、横川小、菊川小、三吾小、 <u>四吾小</u> 、二寺小、 <u>二寺小</u> 、三寺小、東吾小、八広小、立吾小、梅若小、押上小、墨田中、本所中、両国中、吾二中、寺島中、文花中、桜堤中、 <u>吾立中</u> 、八広地域プラザ、木下川吾亦紅）が完成しており、今後も順次設置を予定している。	避難所施設内のマンホールトイレ設備用入孔は、平成 <u>29</u> 年度末で <u>22</u> か所（柳島小、業平小、言問小、横川小、菊川小、三吾小、二寺小、 <u>三寺小</u> 、東吾小、八広小、立吾小、梅若小、押上小、墨田中、本所中、両国中、吾二中、寺島中、文花中、桜堤中、八広地域プラザ、木下川吾亦紅）が完成しており、今後も順次設置を予定している。	庶務課
震災	予防	13	2	1	310 3 し尿收集・搬入体制の整備 (中略) (2) 少ないし尿收集車 (中略) 搬入体制を整備して <u>いる</u> 。	3 し尿收集・搬入体制の整備 (中略) (2) 少ないし尿收集車 (中略) 搬入体制を整備して <u>いる</u> 。	下水道局
震災	予防	13	3		311 1 現有処理体制 (1) (平成 <u>30</u> 年4月1日現在) <u>表は別紙 のとおり</u> 延べ台数は、平成 <u>30</u> 年度 (省略)	1 現有処理体制 (1) (平成 <u>29</u> 年4月1日現在) 延べ台数は、平成 <u>29</u> 年度 (省略)	すみだ 清掃事務所
震災	予防	13	3		311 (2) (平成 <u>30</u> 年4月1日現在) <u>表は別紙 のとおり</u> <u>人数は、平成30年度作業計画に基づく稼働人員とする。</u>	(2) (平成 <u>29</u> 年4月1日現在) <u>表</u> <u>人数は、平成28年度作業計画に基づく稼働人員の正規職員及び雇用車両の運転手とする。</u>	すみだ 清掃事務所
震災	応急	13	8		322 1 処理方法 表中「内容」1 (省略)通常の収集が困難な間に <u>発生</u> することが予想される <u>生活系ごみ量</u> を、 <u>都区部全体で2,165,000t</u> と推計し、(省略)	1 処理方法 表中「内容」1 (省略)通常の収集が困難な間に滞留することが予想される <u>ごみ量</u> を、 <u>壊れた食器類等の量を含め都全体で194,900t</u> と推計し、(省略)	すみだ 清掃事務所

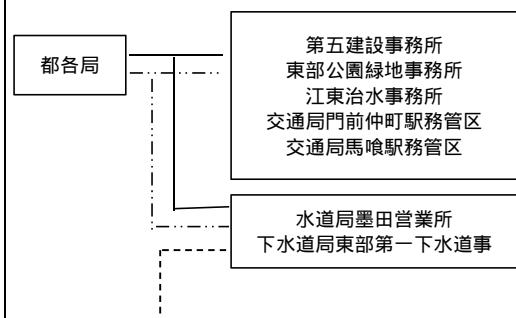
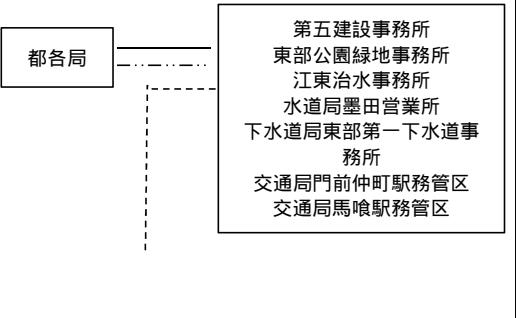
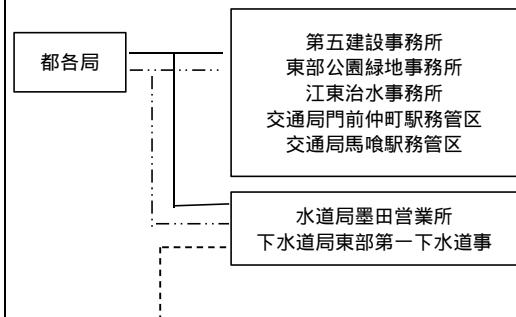
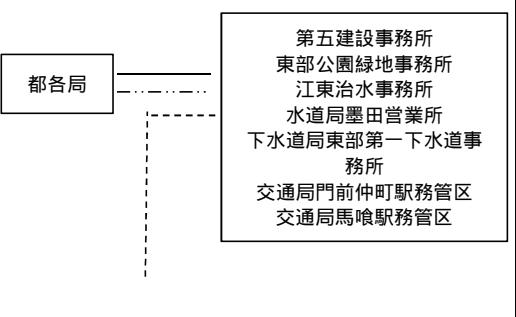
震災	応急	13	8		323	2 推定発生量 (省略)、区内の「がれき」推定発生量は、 <u>264</u> 万トンである。	2 推定発生量 (省略)、区内の「震災廃棄物」推定発生量は、 <u>267</u> 万トンである。	すみだ 清掃事務所
震災	応急	13	8		326	「がれき」処理の基本的流れ【フロー図】 <u>図は別紙 のとおり</u>	「がれき」処理の基本的な流れ【フロー図】	すみだ 清掃事務所
震災	復旧	13	7	2	336	4 申込先 区(福祉保健部厚生課)を通して、被災者生活再建支援法人(公益財団法人 都道府県センター)に申し込む。	4 申込先 区(福祉保健部厚生課)を通して、被災者生活再建支援法人(公益財団法人 都道府県会館)に申し込む。	保健計画課
震災	復旧	13	8	2	338	(5) 貸付条件 ア 据置期間 <u>6か月</u>	(5) 貸付条件 ア 据置期間 <u>原則として6か月(特例あり)</u>	生活福祉課
震災	復旧	13	8	3	339	第3項 中小企業への融資 平成30年10月1日現在 東日本大震災、 <u>三宅島火山災害</u> 、平成25年台風26号に伴う被害	第3項 中小企業への融資 平成28年10月1日現在 東日本大震災、 <u>三宅島火山災害</u> 、平成25年台風26号に伴う被害	産業労働局
震災	復旧	13	8	3	339	第3項 中小企業への融資 (3) 融資条件 イ 融資期間 10年以内(<u>三宅島火山災害</u> 、平成25年台風26号に伴う~)	第3項 中小企業への融資 (3) 融資条件 イ 融資期間 10年以内(<u>三宅島火山災害</u> 、平成25年台風26号に伴う~)	産業労働局
震災	復旧	13	8	3	340	ウ 融資利率 <u>三宅島火山災害及び</u> 平成25年台風26号~ 利率は平成30年4月1日現在	ウ 融資利率 <u>三宅島火山災害及び</u> 平成25年台風26号~ 利率は平成28年10月1日現在	産業労働局
震災	復旧	13	8	3	340	エ 利子補給 東日本大震災については貸付実行から1年間、~(中略)~。 <u>平成25年台風26号に伴う被害については、融資金額1億円を限度とし、融資利率相当分を利子補給する。また、融資金額1億円を超える場合は、責任共有利率が適用される。借受者に対しては、責任共有利率と全部保証利率との金利差相当分について東京都が利子補給を行う。</u>	エ 利子補給 東日本大震災については貸付実行から1年間、~(中略)~。 <u>その他については、~(中略)~。全部保証利率相当分についても利子補給の対象となる。</u>	産業労働局

震災	復旧	13	13	3	348	2 救助実施状況の報告 災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国庫負担金の <u>精算</u> 事務に必要となるため、～	2 救助実施状況の報告 災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国庫負担金の <u>清算</u> 事務に必要となるため、～	総務課
震災	予防	1	3		353	～、水辺環境の向上を図っている。 <u>平成29年度には、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を示した図（高潮浸水想定区域図）を作成した。</u>	～、水辺環境の向上を図っている。	防災課
風水害	予防	1	4		354	都営新宿線菊川駅 <u>菊川3-16-2</u>	都営新宿線菊川駅 <u>菊川3-1-16-2</u>	交通局
風水害	予防	1	4		355	4 水害ハザードマップの作成・公表 (下から3行目) ...平成26年2月に区内全戸に配付した。 <u>その後、平成28年5月に、「荒川水系荒川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）」を国が公表したことにより、平成30年3月に「墨田区水害ハザードマップ」として改定し、平成30年5月～6月にかけて区内全戸に配付した。</u>	4 水害ハザードマップの作成・公表 (下から3行目) ...平成26年2月に区内全戸に配布した。 <u>平成28年5月に「荒川水系荒川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）」が公表されたことに伴い、平成29年度にハザードマップを改定し、平成30年度に印刷及び配付する予定である。</u>	都市整備課
風水害	予防	1	5		357	4 広報・啓発 (1)墨田区 <u>洪水・都市型</u> 水害ハザードマップ (2段落目) <u>また、平成28年5月に（中略）...、平成30年3月にハザードマップを改定し、平成30年5月～6月にかけて区内全戸に配付した。</u>	4 広報・啓発 (1)墨田区 <u>洪水・都市型</u> 水害ハザードマップ (2段落目) 平成28年5月に（中略）...、 <u>平成29年度にハザードマップを改定し、平成30年度に印刷及び配付する予定である。</u>	都市整備課
風水害	応急・復旧	3	2		370	2(1)ア 特別警報（中略）...発表基準（平成30年10月1日） [大雨特別警報の墨田区の基準] 48時間降水量 <u>377mm</u> 以上、及び土壤雨量指 数 <u>251</u> 以上 3時間降水量 <u>153mm</u> 以上、及び土壤雨量指 数 <u>251</u> 以上	2(1)ア 特別警報（中略）...発表基準（平成29年7月4日） [大雨特別警報の墨田区の基準] 48時間降水量 <u>385mm</u> 以上、及び土壤雨量指 数 <u>256</u> 以上 3時間降水量 <u>155mm</u> 以上、及び土壤雨量指 数 <u>256</u> 以上	都市整備課

風水害	応急・復旧	3	2		370	<p>警報の表 表の右上に(平成29年7月7日現在)を追記</p> <p>洪水警報の発表基準 <u>1時間雨量60mm以上、又は</u>隅田川流域雨量指数 43.2以上</p>	<p>警報の表</p> <p>洪水警報の発表基準 <u>1時間雨量60mm以上、又は</u>隅田川流域雨量指数 43.2以上</p>	都市整備課
風水害	応急・復旧	3	2		373	2(2)ウ 基準地点と水位 水防団待機水位(指定水位) <u>3.00m</u>	2(2)ウ 基準地点と水位 水防団待機水位(指定水位) <u>3.0m</u>	都市整備課
風水害	応急・復旧	3	3		380	2(1)区の態勢及び活動 区は、気象状況等により(中略)…、 <u>道路、公園</u> 等の巡視を強化し、(中略)…配置態勢をとる。	2(1)区の態勢及び活動 区は、気象状況等により(中略)…、 <u>河川、堤防</u> 等の巡視を強化し、(中略)…配置態勢をとる。	都市整備課
風水害	応急・復旧	3	3		383	4 <u>水防上</u> 注意を要する箇所等の基準 区は、河川管理者及び消防機関等と合同で点検を行なうなど平常時から巡視及び警戒を行うとともに、(中略)…求めなければならない。	4 注意を要する箇所等の基準 区は、河川管理者及び消防機関等と合同で点検を行なうなど平常時から巡視及び警戒を行うとともに、(中略)…求めなければならない。	都市整備課
風水害	応急・復旧	5	1		390	第1節 主な機関の応急活動 消防署(東京消防庁)は、気象情報等、水位情報等の収集伝達を行い、必要に応じて~	第1節 主な機関の応急活動 消防署は、気象情報等、水位情報等の収集伝達を行い、必要に応じて~	東京消防庁
風水害	応急・復旧	7	2		392	なお、あらかじめ住民に対しては、墨田区 <u>水害</u> ハザードマップ等により避難先及び避難の方法、~。	なお、あらかじめ住民に対しては、墨田区 <u>洪水</u> ハザードマップ等により避難先及び避難の方法、~。	防災課
風水害	応急・復旧	7	2		393	イ 水害時避難場所へも避難する時間的余裕がない場合は、 <u>区営住宅(共有部分)、都営住宅(共有部分)、公社賃貸住宅(共用部分)</u> 及び水害時避難場所に指定されていない~	イ 水害時避難場所へも避難する時間的余裕がない場合は、 <u>都営住宅、区営住宅(共有部分)</u> 及び水害時避難場所に指定されていない~	都市整備局

風水害	応急・復旧	7	4	398	<p>この「対応方針」を実現するため、平成28年度より「江東5区広域避難推進協議会」を発足し、広域避難の実現について検討を進めている。<u>平成30年8月には広域避難勧告等の発令基準を定めた「江東5区大規模水害広域避難計画」及び「江東5区大規模水害ハザードマップ」を策定・公表した。</u></p> <p><u>今後、国及び都が主催する「首都圏における大規模水害広域避難検討会」と連携し、具体的な広域避難場所や避難手段等を検討していくとともに、大規模水害のリスクや広域避難の必要性について、区民等への意識啓発に取り組んでいく。</u></p> <p><u>- : 江東5区大規模水害広域避難計画（概要）</u> <u>- : 江東5区大規模水害ハザードマップ</u></p>	<p>第4節 広域避難 (省略)</p> <p>この「対応方針」を実現するため、平成28年度より「江東5区広域避難推進協議会」を発足し、引き続き広域避難の実現について検討を進めている。</p>	防災課
風水害	応急・復旧	7	4	398	<p><u>1 区民等への意識啓発</u> <u>(1)ハザードマップやリーフレットの配布</u> <u>(2)ホームページやSNS等による周知</u> <u>(3)シンポジウム等の開催</u></p> <p><u>2 広域避難先の確保や避難手段の検討</u> <u>(1)「首都圏における大規模水害広域避難検討会」との連携</u> <u>(2)鉄道事業者等の関係事業者との調整</u></p> <p><u>3 避難誘導</u> <u>(1)他区市町村へ広域避難要請</u> <u>(2)自主的広域避難情報、広域避難勧告の発令</u> <u>(4)域内垂直避難指示（緊急）の発令</u></p>	<p><u>1 広域避難体制の整備</u> <u>(1) (省略)</u> <u>(2) (省略)</u> <u>(3) (省略)</u> <u>(4) (省略)</u> <u>(5) (省略)</u></p> <p><u>2 大規模水害時に使用可能な避難所の確保</u> <u>(1) (省略)</u> <u>(2) (省略)</u> <u>(3) (省略)</u></p> <p><u>3 避難誘導</u> <u>(1) (省略)</u> <u>(2) (省略)</u> <u>(4) (省略)</u> <u>(5) (省略)</u></p>	防災課

風水害	応急・復旧	7		399	<p><u>第5節 事前防災行動計画（タイムライン）</u></p> <p><u>荒川下流河川事務所では、自治体（足立区・北区・板橋区）、鉄道事業者、ライフライン事業者等とともに、それぞれが行うべき行動を時間軸に沿って決めておくタイムラインの策定し、平成28年3月にタイムライン試行版の運用を開始した。平成29年6月には、墨田区を含む16自治体に拡大した「荒川下流タイムライン（拡大試行版）」を策定・公表した。</u></p> <p><u>区では、今後、本タイムラインの運用を通じて、内容の振り返り・見直しを行っていく。</u></p>	<p><u>（新規追加）</u></p>	防災課	
復興		1		409	その後、国の防災対策の動向や平成15年度に策定（平成19年度改定）された「東京都震災復興マニュアル」等を踏まえ、～	その後、国の防災対策の動向や平成15年度に策定（平成19年度改定）された「東京都震災復興マニュアル」等を踏まえ、～	都市整備局	
東海地震		1	1	419	<p>平成14年の指定においても～（略）～防止する必要がある。</p> <p><u>平成29年9月に中央防災会議防災対策実行会議において発表された報告によると、「現時点においては、地震の発生時期や場所・規模を確度高く予測する科学的に確立した手法はなく、大震法に基づく警戒宣言後に実施される現行の地震防災応急対策が前提としている確度の高い予測はできないのが実情である。」とされ、今後、国が大震法に基づく現行の地震防災応急対策を改める可能性を示唆している。そのため本区としては、今後の国や都の動向に注視し、必要に応じて地域防災計画に反映していくこととする。</u></p>	<p>平成14年の指定においても～（略）～防止する必要がある。</p>	防災課	
東海地震		3	1	1	424	<p>1 情報連絡体制の整備（区） 1 ...この通信欄の有効性を確保するため、...（NTT東日本） 1 ...通信自動制御装置等の整備を図る。</p>	<p>1 情報連絡体制の整備（区） 1 ...この通信欄の有効性を図るため、...（NTT東日本） 1 ...通信自動制御装置等の整備に図る。</p>	国保年金課

東海地震		3	1	2	425	2 落下物の防止(区) (1)窓ガラス等の落下物の防止 ...落下危険の可能性のあるものに対して再検討や指導を行った。	2 落下物の防止(区) (1)窓ガラス等の落下物の防止 ...落下危険の可能性のあるものに対して再検討や指導を行った。 落下防止を図る。	国保年金課
東海地震		4	2		438			交通局
東海地震		5	1	1	445	区災対本部の非常配備態勢 (平成30年11月1日現在) <u>表は別紙のとおり</u>	区災対本部の非常配備態勢 (平成29年11月1日現在)	防災課
東海地震		5	1	3	446	1 ...次に掲げる事項について、 緊急・暫定的に 口頭又は電話をもって要請し、後日改めて文書により処理するものとする。	1 ...次に掲げる事項について、 とりあえず 口頭又は電話をもって要請し、後日改めて文書により処理するものとする。	国保年金課
東海地震		5	2	1	447			交通局

